

報道発表資料

山形労働局 —YAMAGATA LABOUR BUREAU—

山形労働局発表
平成25年10月24日(木)

担	山形労働局雇用均等室
当	室長 宮村 雅江 地方育児・介護休業指導官 芳賀 洋子
	電話 023-624-8228
	FAX 023-624-8246

パートタイム労働個別相談会の開催について

県内においては、パートタイム労働者等が増加しており、その働き方は多様化・基幹化しています。一方、賃金などの待遇が働きや能力に見合っていない、希望しているが正社員になることが困難であるといった問題もみられるところでは、

そこで、山形労働局(局長 須永 敏良)では、パートタイム労働者等が、パートタイム労働法を始めとして、労働関係諸法令等について、知識を得ることにより、その意欲や能力を十分に発揮することができることを目的として、平成22年度から「パートタイム労働個別相談会」を開催していますが、本年も、下記のとおり相談会を開催します。

開催日時 平成25年10月29日(火) 午前10時～午後3時

開催場所 ハローワークプラザやまがた
(山形市双葉町1-2-3 TEL 023-646-7360)

相談内容 パートタイム労働法等に関する各種相談

- (1) パートタイム労働法に関すること
 - ・パートタイム労働者と正社員との待遇のバランスについて
 - ・パートタイム労働者の正社員への転換制度について
- (2) その他パートタイム労働者の労働条件等に関すること
 - ・働きながら出産・育児等ができる制度について(産前産後休業、育児休業及び子の看護休暇等) ※今回から追加
 - ・年次有給休暇の取得等基本的労働条件について

相談費用 無料

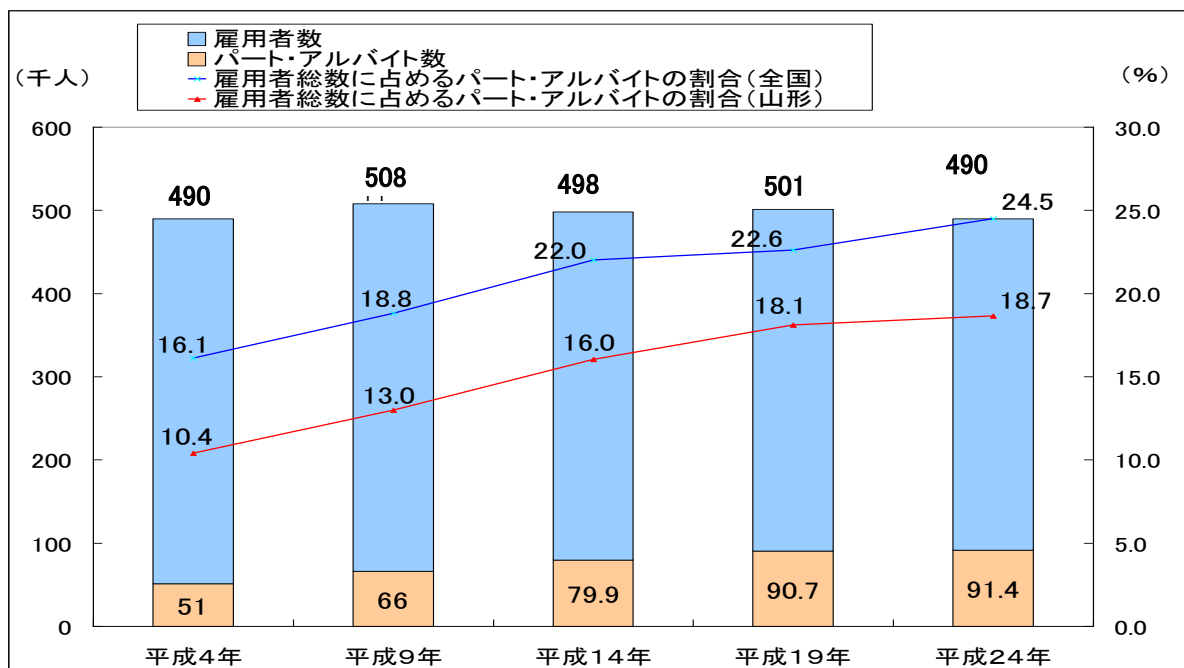
事前予約 不要(予約を希望される場合は、予約も可能)

相談予約・問い合わせ 山形労働局雇用均等室
(山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階 TEL 023-624-8228)

I 県内のパートタイム労働者の状況

1 パートタイム労働者数及び雇用者に占める割合の推移

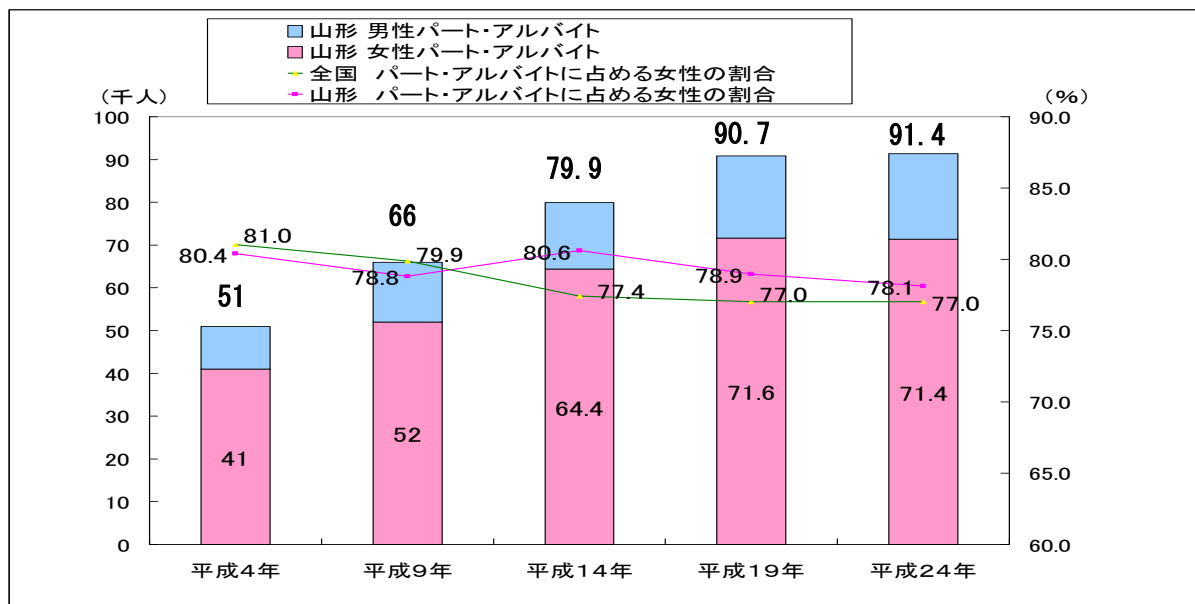
山形県内のパートタイム労働者（アルバイト含む）数は、年々増加し、平成24年には91,400人となっている。雇用者に占めるパートタイム労働者の割合は、18.7%で、全国平均の24.5%に比べ低い。



総務省「就業構造基本調査」

2 パートタイム労働者数及びパートタイム労働者に占める女性割合の推移

山形県内のパートタイム労働者（アルバイト含む）に占める女性の割合は78.1%で、全国平均77.0%に比べ高くなっている。



総務省「就業構造基本調査」

3 パートタイム労働者の一時間当たりの所定内給与額の推移

山形県内のパートタイム労働者の一時間当たりの所定内給与額は、全国より低いですが、平成22年以降は年々上昇している。

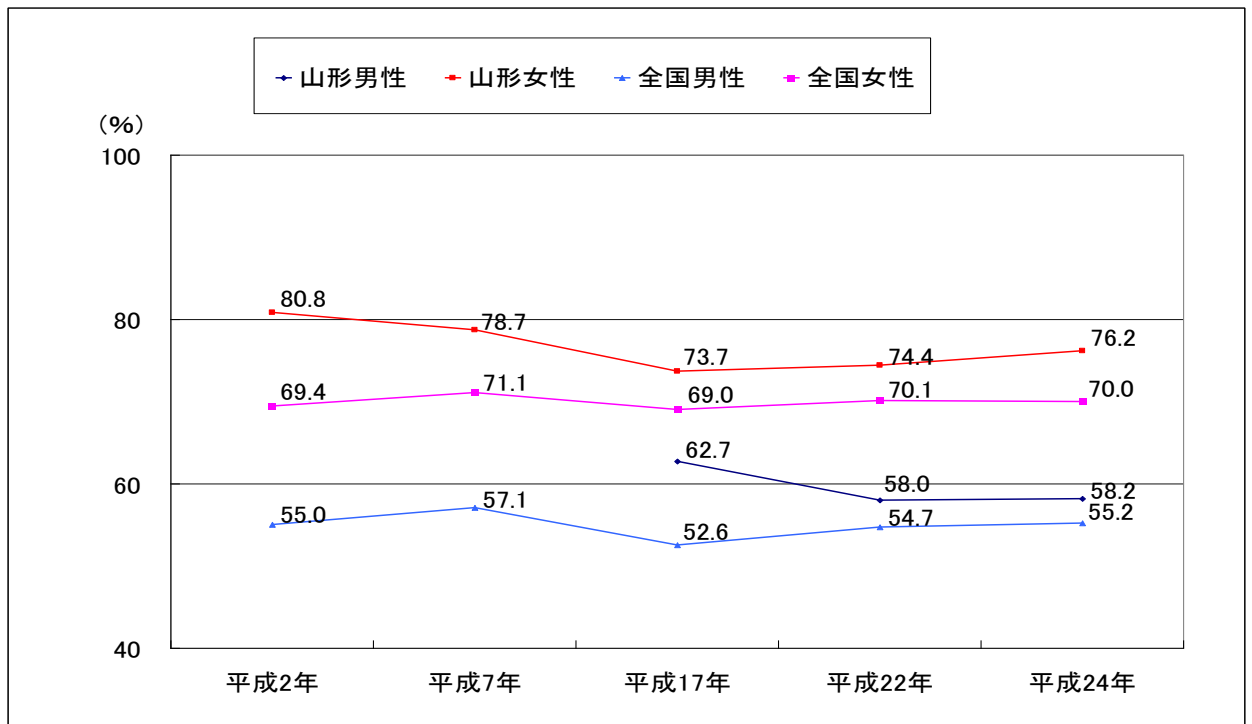
(円)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
山形	898	857	893	914
全国	1,002	1,004	1,015	1,026

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

4 パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移

山形県内のパートタイム労働者と一般労働者の賃金格差（一般労働者賃金=100とするパートタイム労働者の賃金）は、男性が58.2、女性76.2となっており、全国に比べ格差は小さい。



※平成2年、7年の山形男性の数値はなし。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

Ⅱ 平成 24 年度パートタイム労働法の施行状況について

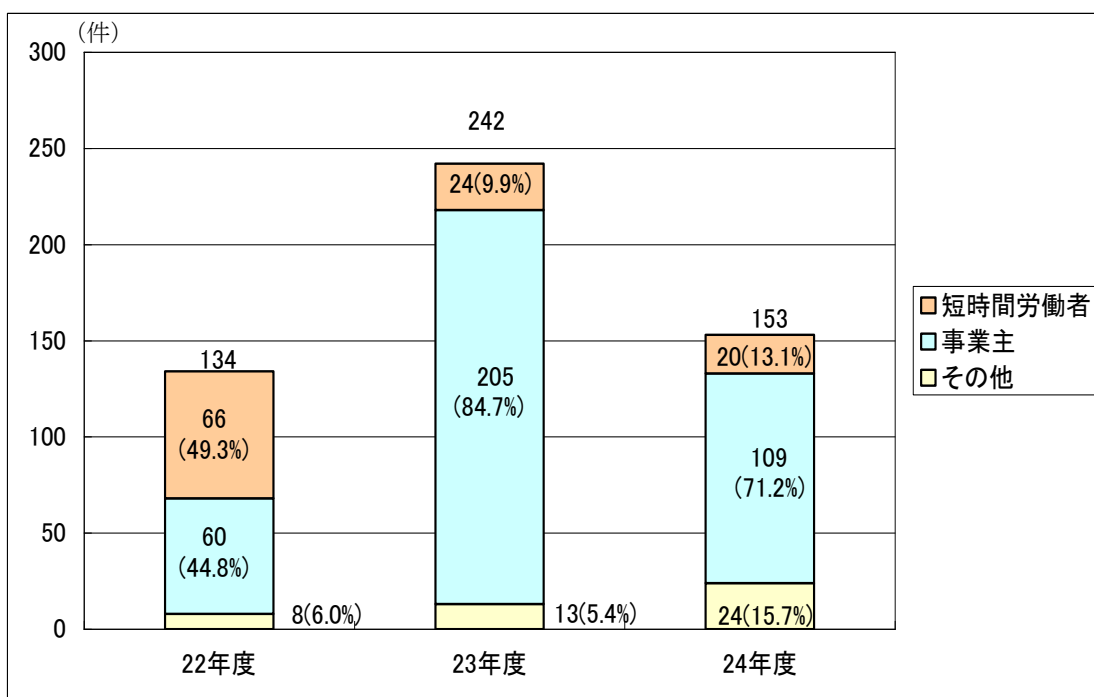
平成 24 年度におけるパートタイム労働法に関する相談、行政指導の状況についてとりまとめましたので、公表します。

1 相談

(1) 相談の状況

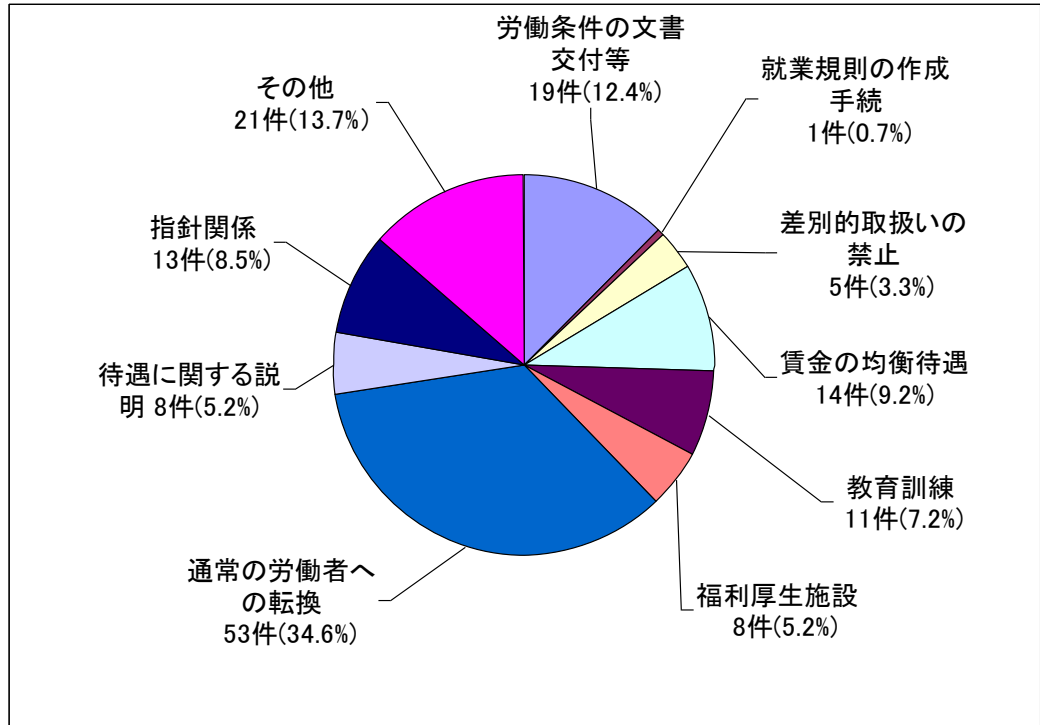
- ◆平成 24 年度の相談件数は、153 件で、前年度(242 件)より減少した。
- ◆相談者の内訳を見ると、短時間労働者からの相談は 20 件(13.1%)、事業主からの相談が 109 件(71.2%)、その他が 24 件(15.7%)であった。
- ◆短時間労働者からの相談 20 件は、前年度(24 件)と横ばいとなっている。

図 1 相談件数の推移



- ◆平成24年度の相談内容のうち、最も多いものは、「通常の労働者への転換」に関するもので、53件(34.6%)。「その他」以外では、次いで、「労働条件の文書交付等」が19件(12.4%)、「賃金の均衡待遇」が14件(9.2%)となっているが、その傾向は、前々年度・前年度も同様であった。

図2 相談内容



- ◆平成24年度の短時間労働者からの相談内容としては、①業務内容と待遇について、②パートタイム労働法以外では、労働条件の明示が全くないことについて、解雇について、社会保険の取扱いについて 等

表1 相談者別相談内容の内訳

相談内容	22年度			23年度			24年度		
	相談件数	%	(うち労働者)	相談件数	%	(うち労働者)	相談件数	%	(うち労働者)
労働条件の文書交付等	24	17.9	(8)	39	16.1	(3)	19	12.4	(2)
就業規則の作成手続	0	0.0	0	1	0.4	0	1	0.7	0
差別的取扱いの禁止	1	0.7	0	3	1.2	(2)	5	3.3	(2)
賃金の均衡待遇	24	17.9	(9)	29	12.0	(2)	14	9.2	(2)
教育訓練	8	6.0	(3)	19	7.9	(1)	11	7.2	0
福利厚生施設	8	6.0	(3)	16	6.6	(1)	8	5.2	0
通常の労働者への転換	25	18.7	(5)	80	33.1	(4)	53	34.6	0
待遇に関する説明	1	0.7	(1)	9	3.7	(3)	8	5.2	(1)
指針関係	5	3.7	(1)	28	11.6	(3)	13	8.5	0
短時間雇用管理者の選任	1	0.7	0	0	0	0	0	0	0
その他	37	27.6	(36)	18	7.4	(5)	21	13.7	(13)
合計	134	100	(66)	242	100	(24)	153	100	(20)

(2) 行政指導の状況

- ◆平成24年度は、136事業所に対し報告徴収を実施し、このうち何らかのパートタイム労働法違反が確認された131事業所に対し、361件の助言を行なった。
- ◆助言の内容としては、「就業規則の作成手続」に関するものが92件(25.5%)、「通常の労働者への転換推進措置」に関するものが67件(18.6%)、「指針」に関するものが、62件(17.2%)となっている。

表2 行政指導件数の推移

	22年度		23年度		24年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
労働条件の文書交付等	88	24.7	75	16.0	56	15.5
就業規則の作成手続	18	5.1	147	31.3	92	25.5
賃金の均衡待遇	35	9.8	37	7.9	29	8.0
通常の労働者への転換	82	23.0	93	19.8	67	18.6
短時間雇用管理者の選任	57	16.0	56	11.9	55	15.2
指針関係	76	21.4	62	13.1	62	17.2
合計	356	100.0	470	100.0	361	100.0

添付資料

- ・パートタイム労働個別相談会ちらし
- ・パートタイム労働法の概要（厚生労働省ホームページ）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1g.html#ri-fu>

<パートで働いている方、パートで働きたい方に>

パートタイム労働個別相談会



このような疑問や相談にお答えします。

- * 相談費用は無料です。
- * ご予約の必要はありませんので、お気軽にお越しください。(相談状況により、お待ちいただくこともあります。)
- * ご予約も承りますので、希望される方は、右下の山形労働局雇用均等室までご連絡ください。

日時：平成25年10月29日(火)10時～15時

場所：ハローワークプラザやまがた

山形市双葉町1-2-3 ☎ 023-646-7360

相談内容：パートタイム労働法に関すること

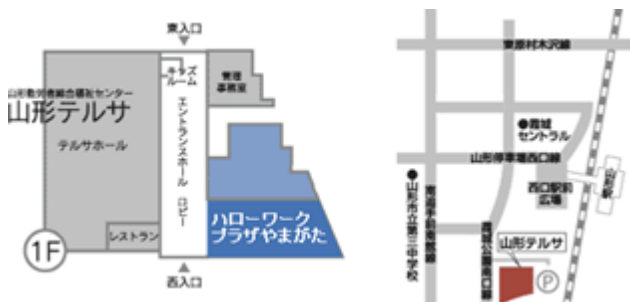
- ・パートタイム労働者と正社員との待遇のバランスについて
- ・パートタイム労働者の正社員への転換制度について

その他パートタイム労働者の労働条件等に関すること

- ・働きながら出産・育児等ができる制度について(産前産後休業、育児休業及び子の看護休暇等)
- ・年次有給休暇の取得等基本的労働条件について

(裏面をご覧になり、パートタイム労働法に沿って、あなたの状況を確認してみてください。)

《会場案内図》



山形労働局雇用均等室では、パートタイム労働者の方や、パートでの就労をご希望の方を対象として個別に相談をお受けします。

パートタイム労働に関する疑問点や、パートタイム労働法の内容についてもわかりやすくご説明いたします。是非ご利用ください。

**ご予約・お問い合わせ先
山形労働局雇用均等室
☎ 023-624-8228**

パートタイム労働法に沿ってあなたの状況を確認してみましょう

※パートタイム労働法の対象となる「パートタイム労働者」とは？

→「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。

(「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」等の名称の如何にかかわらず、上記に当てはまれば「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。)

○労働条件に関する文書の交付等（第6条）

あなたは、雇い入れの際、事業主から「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」等の労働条件を、文書で明らかにしてもらっていますか？

○差別的取扱いの禁止（第8条）

正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者（注）の方は、正社員と差別のない待遇を受けていますか？

（注）正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者とは？

①職務内容（業務の内容と責任）、②人材活用の仕組みや運用などが正社員と同一であって、③無期又は無期と同視できる労働契約を締結しているパートタイム労働者をいいます。

○賃金の決定方法（第9条）

パートタイム労働者の賃金は、正社員とのバランスを考慮しつつ、職務内容や成果、意欲、能力、経験等の要素を勘案する等により決定することとされています。あなたの賃金はどのように決定されていますか？

○教育訓練（第10条）

正社員と職務内容が同じパートタイム労働者の方は、職務の遂行に必要な能力を得るために正社員に実施されている研修などを、受けられるようになっていますか？

○福利厚生施設（第11条）

正社員が利用できる福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）について、パートタイム労働者も利用できるよう配慮されていますか？

○通常の労働者への転換（第12条）

事業主は、パートタイム労働者が正社員に転換できるチャンス（正社員募集への応募、正社員登用試験の受験など）を設けることとされています。あなたは、正社員に転換できるチャンスについて、具体的な内容を知らされていますか？

○待遇の決定に当たって考慮した事項の説明（第13条）

雇い入れられた後、あなた（パートタイム労働者）の待遇を決定するに当たって考慮された事項について、会社（人事担当者など）に説明を求めることができます。

詳しくは下記の厚生労働省又は山形労働局のHPをご覧ください。

厚生労働省 よくある質問はこちら→<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1j.html>

条文はこちら→<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-11.html#01>

山形労働局 <http://www.yamagata-rodo.go.jp>